

中世的公田体制の成立と展開

田 沼 睦

一、はじめに

日本中世社会のもろ／＼の特質なり体質——たとえば職の問題・中央への求心性・領主制の在り方・（中央）権力と在地のかゝわり、さらには中世国家の在り方など——を解きあかしていかうとする場合、中世における公田の解明が一つの有力な手段を提供するのではないか、という提言が、最近とみに注目されてきている。⁽¹⁾ かゝる公田についての先鞭を、中世史独自の場から提起されたのは藤木久志氏である。氏の提起は、戦国大名の領国支配の基礎——特に収取の基幹部分となる段銭・棟別銭課徴の歴史的前提として、幕府・守護によつて実現されていた公田段銭の解明という視角であり、いわば収取体系の側面においてであつた。⁽²⁾ その後大山喬平氏もこうした視角で公田支配について触れられ、⁽³⁾ 私も同じ方法で守護領国との関係を述べたことがあつた。⁽⁴⁾ 峯岸純夫氏は、中世における身分編成の在り方の解明にこの公田の視角を導入し、公田耕作農民＝百姓というシェーマを提示された。⁽⁵⁾ また綱野善彦氏も同じような視角から中世における「自由民」の可能性を示唆されるとともに、氏独自の深い理解を示されている職との関連性にも触れられた。⁽⁶⁾ かくて中世における公田の問題は、一躍中世史研究の中心課題の一つになりつゝあるといつ

てよからう。というのは、農民諸層の身分編成の在り方は、権力の本質とも関る場であり、職の問題は——それ自体の理解に諸説があるにしても⁽⁷⁾——中世的土地所有や公権の在り方、あるいは私的主従制との関係、さらには農民的土地保有などと密接にかゝわり、日本の中世社会の特質を最もあらわに示すものの、ほど共通した理解が存するからである。

こうした方法での公田研究を飛躍的に押し進め、かつ今後の公田研究の課題が、何辺にあるかをするとく指摘したのは入間田宣夫氏である。氏は最近の二つの論究において、この公田の問題を領主制との関連において追求されるとともに、職の体系、中世国家の編成方式に關説した見事な論証と卓説を展開した。今これらを要約するいとまはないが、氏が「公田体制」という歴史的名辞を附与して展開された問題の核心は、領主制研究の二つの主流、すなわち永原慶二氏に代表される職の重層性・求心性を重視する動向と、戸田芳実氏の「宅地の論理」に代表される私的支配拡大の評価とを整合的に統一する可能性が与えられたことであらう。⁽⁹⁾

今、同じく中世的公田支配の在り方に関心を持ちながら、はるかに密度の薄い場でこの対象に向うのに随分と抵抗を覚えるし、かつ又同氏の主張をくり返すことにもなりそうなのだが、それはそれとして、又一つ

の意味があるとも思えるので、あえて立ち入ることにした。しかしこの場合も、領主制の視点からくる公田の性格や役割などについては、入間田氏の卓説をほぼ全面的に受け入れる現在の理解からして、行論の過程で関連することのみを触れるにとどめたい。したがって小論は、領主制ぬきの、いわば派生的な場から——具体的には国役賦課徴収という、本来的には王朝国家による臨時課役の場から公田支配体制を眺めていくこととなる。私のこの視角が、私自身の問題として幾分かでも積極性を持つとすれば、それは南北朝期以降に展開する公田段銭の意味と役割をもう一度考えてみたいという想いから出発したからである。かくて小論の課題は、国役課徴における公田段別方式の成立、公田員数の固定的・停滞的性格の意味するもの、公田支配の二重性とそれが領主層や農民層に何をもたらしたのか、などとなる。

二、国役賦課体系の変質

諸国大田文の作成が、鎌倉幕府（或は中世国家）の領域統治にとつて最重要の課題であつたことは、石井進氏の研究以来、入間田氏の近業に至るまでに、ほぼ了承されたと云つてよい。⁽¹⁰⁾しかしながら、中世の研究史をたどつた場合、こゝに行き着く道の案外の長さに、驚きのおもいをいだく人が多いのではないだろうか。それだけに石井氏の提言は重厚な重みを持つていと云えよう。『太平記』卷三十五に「夫天下久武家ノ世ト成シカバ、尺地モ其有ニ非ト云事ナク、一家モ其民ニ非ト云所無リ

シカ共、武威ヲ専ニセザルニ依テ地頭敢テ領家ヲ不侮、守護曾テ検斷ノ外ニ不綺、斯リシカ共、尚成敗ヲ正シクセン為ニ、貞応ニ武藏前司入道、日本国ノ太田文ヲ作テ庄郷ヲ分テ、貞永ニ五十一箇条ノ式目ヲ定テ裁許ニ不_レ滞」^(傍点)とあるが、太平記の作者にとつては——一人小島法師に限らず、南北朝期に政治的視角を持ち得た人々にとつても——この全国の庄郷を分けてその田数、領主を確認した大田文の作成は、かの武家法の規範として、戦国期に至つてもなおその命脈を保ち得た貞永式目の制定と同等の重みと比重をもつて認識されていたことを物語っている。幕府法の研究が、鎌倉幕府論構成の重要な要素として、その性格の解明についての重厚な研究史があるのに対し、その双壁と目されるべき大田文作成の歴史的意味については、前述のとおり石井進氏の研究までは、中世史構成の要素としてほとんどかえりみられなかつたのである。まず氏の研究に導かれつゝ、大田文作成の意味を確認しておこう。

氏は現存大田文の記載内容および注進文言などを検討することによつて、その作成主体を鎌倉幕府と国衙の二者であるとされた。幕府による作成目的は、一国単位の地頭職補任資料および関東御公事徴収のためであり、国衙のそれは、造内裏役や伊勢神宮役夫工米など一国平均役課徴のためであつたとされる。⁽¹¹⁾これらの指摘は、全く疑問の余地はなからう。

大田文記載基準田数を介しての、幕府と在地領主（地頭・御家人）とのかゝり方、およびこれと連関した在地領主相互間の在り方（惣領制的

結合)については、前述のとおり入間田氏によつて「公田体制」という歴史的名辭を与えられて解明されつゝある。⁽¹²⁾これによつて領主制研究とこれを媒介とした中世国家論は、大きな飛躍を約束されつゝあると思う。

一方大田文の持つもう一つの側面——国役課徴の基準・台帳としての性格は、南北朝期以降における公田反別賦課方式に直接通じていくことは疑いないにしても、何らの変質も無かつたわけではない。以下このことを「公田」の内容などに触れながら検討していくことにする。

中世後期における公田が、所謂公領——国衙領を意味するものでなく、大田文記載田数であるとの一半の性格については一般的に承認されているが、このことはたとえば「大山庄之内領家方東寺領公田事、大田文之面四十町五反之由被_レ仰出_二候、雖_下預_二御催促_一候、廿五町之外、一步十代にても不_レ可_レ有候⁽¹⁴⁾」とあることによつても明瞭である。この史料は、段銭課徴に際しての東寺側の陳述であるが、逆に賦課主体からすれば、大田文記載公田員数が切札の根拠として主張されていることも表わしている。しかしながら、令制下の公田——乗田から一足飛に公田——大田文記載田数に移行したのではなく、公田——公領——国衙領と通念された時期が、鎌倉期以降も長く存したことも確かなのである。特に一国平均役の課徴という本来王朝国家体制内の場合では、このことは一層顕著な傾向であつた。かゝることを考慮しつゝ、鎌倉期の国役賦課状況を検討していこう。

(A) 左弁官下 五畿内諸国 東海・東山・北陸
山陰・山陽・南海

応_下為_二永例_一不_レ論_二神社仏寺權門勢家庄園并公田_一、平均支_レ當
配伊勢_二所大神宮廿年一度造替工役夫作料米等_一事

右左大臣宣、奉_レ勅、造_二所大神宮工役夫所課国々之内、(中略) 仍神社仏寺領已下、雖_レ帶_二白河・鳥羽・後白河院等御起請_一、於_二彼造營_一者、不_レ依_二先例之勤否_一、不_レ論_二証文之有无_一、平均宛_二催之_一、(中略)⁽¹⁵⁾

(B) 下 吉田社

可_下慥令_レ催_二促伊勢内宮役夫工米未済_一事

右、如_二官行事所配符_一、当社領田百五十町六段半也、而當時田数不_レ滿_二其數歟、其上地頭給田分對捍之間、(中略) 於_二有_二田數余剩_一者強不_レ可_レ及_二沙汰_一、多以不足之処、除_二彼給田_一之條甚不_レ可_レ然_一、(中略) 若猶致_二對捍_一者、相_二副神部_一下_二遣別使_一、可_レ令_二相催_一之狀如_レ件

寛喜元年七月 日

主殿頭小槻宿禰(花押)⁽¹⁶⁾

(C) (文暦元年大嘗会……頼資卿大嘗会雜事定記)

凡大嘗会用途、貞心閑東別進以下、今度不_レ可_レ有_二事也_一、(中略)

各相議云(中略) 注_二公田員數_一可_レ申之由、同被_二仰_二国掌等_一、此条又難治歟、(中略) 田数庄帳就_二當時官物之足_一注申歟、地頭守護人押領猶不_レ遂、初任檢注不_レ知_二公田之行方_一、(中略)

注_二申公田_一之条難_レ叶之由_二也

(D) (仁治三年大嘗会……平戸記)

大嘗会用途被_レ支_二配諸国諸庄_一、件注文季継宿禰内々注_二之_一、(中略)至_二庄々事_一者、如_二予申_一、先可_レ召_二田数注文_一之由被_レ仰、仍其定可_レ致_二沙汰_一之由被_レ仰_二経俊_一了、

(回) (寛元四年大嘗会……葉黄記)

抑_二抑々門戸_一者、被_レ支_二配庄園_一也、而役夫工計会之間、民愁難_レ休歟、仍万事随_二儉約_一、被_レ止_二庄園之勤_一了、昭宣公御意見可_レ叶_二末世之儀_一歟、(中略)

管国不_レ勤_二役夫工_一、然而被_レ引_二他国之例_一、公田之外不_レ勤_レ之、諸国各可_レ募_二正税_一之由被_レ仰下_二了_一、大祝用途必不_レ可_レ為_二臨時之徴下_一事也、諸国庄園段別支配、建曆沙汰歟、非_二旧例_一、

右の一連の史料は、鎌倉前期の役夫工米、大嘗会米等一国平均役の課徴関係のものである。これらをもととして賦課対象や、徴収に際しての強制執行権の所在をみていこう。(A)は建久四(一一九三)年、伊勢神宮造替工役夫作料の諸国賦課を命じた官宣旨であるが、その賦課対象は公領としての公田および神社仏寺権門勢家の荘園であつた。この官宣旨が畿内諸国に下されていることから、国衙がこれらの徴収にたずさつたこと全く明らかである。小山田義夫氏は、平安中期以降、律令財政の破たんに伴い、伊勢神宮造替役夫工米が、田率賦課の一国平均役として成立する過程を明らかにされ、その徴達は国司による請負制であつたとされた⁽¹⁷⁾。その賦課対象は、公領および輪租荘園のみであつたが、荘園の一般的増加傾向をふまへ、不輪租荘園をもその対象として編成していつた

ことが明らかにされている。鎌倉初期、この賦課方式は、そのまゝ踏襲されたとみてよからう。そして公田の内容は公領そのものであつて、以下にも述べるごとく、このことは鎌倉期を通じて、ほとんど、そのまゝ変化しなかつた。南北朝期以降国役賦課徴収に際してのきまり文言「所詮召_二出国之大田文_一、寺社本所領并地頭御家人等分領、悉充_二公田段別何文_一」⁽¹⁸⁾という方式、すなわち大田文記載田数_二公田を基準とした公田段別賦課方式は、まだまったく登場していない。しかし公領、荘園を含む国単位の基準台帳が存在したことは史料(B)によつても確認されよう。すなわち(B)は、寛喜元(一二三九)年、内宮役夫工米未進に対し、吉田社に下された催促状であるが、官行事所配符には、社領百五十町六段半と記されていたことがわかる。この田数は、おそらく基準台帳面での数値であらう。注意すべきは、それが現実の田数を反映したものではなく、基準田数であつたことである。「於_レ有_二田数余剩_一者、強不_レ可_レ及_二沙汰_一」とあるのは、国役賦課における王朝国家の本来の姿を示す文言であらうが、かゝる在り方は、大田文前公田数の固定的性格とも通ずることであり、中世における政権と在地のかゝわり方の本質_二固定的關係を示すことではないだらうか。⁽¹⁹⁾

史料(C)としてあげたのは、文暦元(一二三四)年大嘗会用途の課徴状況を示すものである。賦課対象はやはり荘公であり、公田とは公領である。この時は公田員数の注進が議せられたが、「初任檢注不_レ知_二公田之行方_一」という状況認識のうちに「注_二申公田_一之条、難_レ叶_二之由_一」と結論

されている。(D)は仁治三(一二四二)年大嘗会用途についての史料である。こゝでは公田数の注文ではなく、荘々の田数注文が議せられ沙汰されている。石井進氏の指摘されたごとく、国衙主体になる大田文作成意図は、一国平均役徴収のためであつたことは、こゝでも推察されるのである。⁽²⁰⁾

以上みてきたように、鎌倉前期における国役徴収の賦課対象は、その本来的役割からして公領^二公田を中心とし、荘園にも拡大された賦課であつた。公田の用法が、荘園の定田をも包括するものとして使用された徴証は何ら見出せないのである。しかも史料^(B)にみるごとく、寛元四(一二四六)年大嘗会用途については、「被^レ止^二庄園之勤^一」たのであり、「公田之外、不^レ勤^レ之」とされている。さらに「大祀用途必不^レ可^レ為^二臨時之徴下^一事也、諸国庄園段別支配、建曆沙汰歟、非^二旧例^一」とあつて、大嘗会用途は、必ずしも臨時の徴下^二臨時国役^一——一国平均役ではないとの主張も存したほどであつた。

では鎌倉後期の場合はどうだつたのか。大嘗会米・役夫工米等の国役賦課基準に大きな変質はなかつたと云つてよい。文永十一(一二七四)年、大嘗会米の備進を命じた常陸国宣に「可^レ早任^二宣旨状^一、除^二三社領^一外、不^レ論^二神仏寺以下免給等^一、平均宛^二催公田^一・建久以後新立庄園、令^レ進済大嘗会用途料段別参升米^二事^一」とあり、その対象が、公田および建久以後の新立庄園であつたことが判明する。また応長元(一二三二)年、安芸国新勅旨田雑掌頼有の申状によれば、「被^レ仰^二下諸国平均^一宣旨状云、於^二

建久以後新立庄園、准^二公田^一任^二旧符^一、充^二民畝^一備^二神護^一云々」とある。かくて建久以後の荘園は、国役賦課の場においては、公田^二公領に準ずべく体制的に確立されるにいたつたのであるが、原理の上からの公田とはあくまで公領だつたのである。そしてこの事實は、賦課主体が王朝国家権力であつたことと無関係ではなかつた、と思う。

次に国役課徴における強制執行力の所在について概観しておきたい。まず賦課主体は、一貫して王朝権力であつた。百瀬今朝雄氏の明らかにされたごとく、大嘗会米、役夫工米などの賦課主体が王朝権力から幕府に転化するのには南北朝期、室町幕府下の課題であつて、それは、たとえば検非違使庁の京都市中警固、検断権が、幕府侍所の機能の中に実質的に吸収されていくことを明らかにされた佐藤進一氏の重厚な研究など、⁽²⁴⁾王朝政権の諸種の権限が室町幕府に包摂される過程での一連の現実だつたのである。当面の中世前期について云えば、国役徴収の場で幕府がどのように現実的強制力となつていたのかを見きわめておくことである。

吾妻鏡安貞元(一二二七)年二月廿五日条に「造大神宮役夫工米事、定^二三ヶ条式^一、朝家無^二双重大事也^一、庄公平均無^二懈怠^一可^レ致^二沙汰^一之由、今日被^レ仰^二下云々」とある。幕府が伊勢神宮役夫工米に関する三ヶ条の規式を定めた記事であるが、「庄公平均にその沙汰を致すべく」命じており、その関与は明らかである。また文暦元(一二三四)年の大嘗会用途の徴収に際して「庄々催問……(中略)寄^二事於^一武家難涉^二之由、相^二副守護使於^一国使、慥可^レ令^二催済^一之由被^レ申^二関東^一」とあるのは、正に強制執行に際

して、守護使の在地入部が現実の事になつてゐることを表わしている。

「国使」「神部」「別使」などという王朝国家側の強制力とともに、守護使が幕府強制力の具象としてその役割を果していたのである。

ところで、国役徴収に関する幕府の関与の在り方は、東国Ⅱ関東御分の国々とそれ以外とは質的に異なつており、前者においては、幕府による全面的な課徴が早期に実現されていることが、石井進氏によつて明らかにされてゐる。⁽²⁶⁾しかしながら、賦課徴収の方法としては、あくまで官宣旨—国宣—(行事所配符)という王朝権力の命令下達によつたことは、先にあげた文永十一年常陸国宣の存在によつてもうかゞえるところであらう。これらが全体として質的に変わるのには、おそらく建武政権を経て、室町幕府下に入つた最初期であつたと思われるのである。暦応元(二三三八)年大嘗会関係の一連の史料によつて、このことをうかがつてみよう。

(F) 室町幕府御教書案(東寺百会文書イ一之二十四)
(端裏書)
「大嘗会御教書并守護催促之状案文」

大嘗会米事、院宣副具書_レ如_レ此、於_レ濟例_一者、雖_レ為_二二段別参升_一、以_二撫民之儀_一、停_二止厨雑事以下課役_一、所_レ省_二宛直錢参拾文_一也、任_二先例_一令_レ支_二配國中_一、来月十五日以前、檢_二納之_一、相_二副配符_一畢、(中略)

建武五年八月廿九日

(高師也)
武藏 守在判

摂津国守護

(G) 摂津国守護代催促状案(右同)

大嘗会米事、院宣・御教書如_レ此、早任_下被_二仰下_一候旨、三代御起請之地、并三社御領等外者平均随_二田数_一、来廿三日以前、被_レ運_三送段別参拾文宛代錢於_二湊河宿_一者、任_二配符田之等_一、可_レ請取_二之_一、(中略)
(脱アル歟)

暦応元年十月十六日

沙弥円道 在判

謹上 摂津国諸庄園領主御中

(H) 光嚴院々宣案(東大寺文書第二回探訪)

(端裏書)
「大嘗会米事院宣案暦応元八」

依_二大嘗会米事_一、可_レ被_レ注_三進三代御起請地於_二武家_一事候、東大寺領内念可_レ注進_二之由_一、可_レ有_二御下知_一之旨、被_二仰下_一候、(中略)

八月廿九日

雅 仲

大納言法印御房

(I) 大嘗会料足事(春日神社文書)

御祓大嘗会料足事

以_二諸国段米_一被_レ遂行_二之条旧規也、今度武家可_レ致_二其沙汰_一之由、被_レ下_二院宣之間_一、被_レ仰_二守護人等_一之処……(下略)

これらの史料は、大嘗会段米(錢)Ⅱ一國平均役課徴に際しての幕府の関与が、前代に比して飛躍的に高まつたことをはつきり示すものである。大嘗会用途調進の院宣が幕府に下され、幕府は各国守護に御教書を下してこれを命じ、守護(守護代)はこれを諸莊園領主に下達しているのである。すなわち、室町期の常識による賦課方式がはつきりと確立されているのである。院宣が下されてはいるものの、課徴の主役は、幕

府―守護であつたこと一点の疑問もない。そして賦課対象から除かれる三代御起請符の地は、各荘園領主から武家に注進すべく院宣が下されている。このことはかゝる方式が、慣例化されていなかつたこと、強弁すれば新規の方式であることを表わしているとも思えるのである。さらに「今、武家可_レ致_二其沙汰_一之由被_レ下_二院宣_一之間」(I)とあるのも、このことを類推させるのである。建武五年八月廿九日といえ、足利尊氏が自己の擁立した北朝光明天皇によつて、征夷大將軍に任ぜられた直後である。尊氏は、この就任をまつて、直ちに大嘗会段米(錢)調進の行動に移つたのかもしれない。

一方、その賦課対象についてみれば、三代御起請符地、三社領の外は「平均随_二田數_一」とあるごとく、ここには、莊園と公領の区別はない。實質的には大田文記載田數に拠つた公田反別賦課方式と何ら変りない、と考えてよからう。かくて一國平均役課徴における公田反別賦課方式は、課徴主体が、ほゞ全面的に幕府に移つた室町幕府草創期、具体的には、建武五年、光明天皇の大嘗会用途備進を介して成立したのではないだろうか。そして以後の史実が示すごとく、公田の用法は公領を意味せず、大田文記載田數を表わすこととなつたのである。⁽²⁷⁾鎌倉期の国役課徴が、あくまで莊、公の区別を明示していたのに比し、この区別を形の上でもなくしたことの意味は、案外深いのではなからうか。⁽²⁸⁾王朝権力は、課徴の實質を移譲するとともに、その拠り処である公領||公田をも失なつた。公田は、大田文記載田數という新たな概念として、室町幕府によ

つて再生されたのである。室町幕府法に、莊園と国衙領の区別がみられず、寺社一円領や殿下渡領のみが、国衙領を含む本所領と区別されている事実も、右の公田内容の変質と関連あることではなからうか。⁽²⁹⁾

なお右の史料(G)によつて大嘗会段錢の徴収、京進法の知られることも注目すべきである。すなわち摂津国諸莊園領主は、段別三十文の段錢を守護所湊河宿に運送し、そこで配符田數分の請取を守護側から受領する。守護はそれらを取りまとめ、おそらくは海路京都に運上したのであらう。

大嘗会段米(錢)等一國平均役の調進は、以後も右の方式で行われた。例えば次の觀応元(一三五〇)年大嘗会段米の調進に際して「諸國大嘗会米事、為_二武家沙汰_一可_レ令_二催旨被_レ仰_一之云々」⁽³⁰⁾と、文殿雜訴沙汰において決議されているごとくである。かくて応安五(一三七二)年日吉社神興造替段錢の課徴にみるような一國平均役||公田段錢の徴収方法、すなわち「所詮召_二出国大田文_一、寺社本所領并地頭御家人等分領、悉充_二公田段別何文_一、急速可_レ執_二進之_一」という慣用文言に示されるように、大田文前公田數を基準とした公田段別賦課方式が確立されたのである。

三、公田体制の重層性と領主段錢の成立

ところで、史料にそくして南北朝期以降の公田の在り方に注目していった場合、二つの異なつた現われ方をしているのに気付くのは容易である。この事實は、單なる現われ方の差異に過ぎぬことなのだろうか。ま

ず二つの公田の実態を明らかにし、次にその機能的結びつきを、国役Ⅱ公田段銭を媒介として考えてみたい。

(イ) 公田の重層性

まずこれまで触れてきた公田は、田文前公田数として、正に中世国家によつて把握され、職によつて安堵されるという性格をもち、政治的に編成された田地である。⁽³¹⁾それは現実の所領と等しくもなければ、画一的規準による比例関係にもない。しかしながらそれは、領主階級の中央結集の媒介となつていたばかりでなく、後述のごとく、在地領主対農民Ⅱ村落の場においては新たな意味をもつてくるのである。かゝる公田を、ここでは仮りに国家的公田と称することにしたい。

ではもう一つの公田とは何か。それは私達が荘園史料に接する場合にしばしば散見する荘園（或は所領）の定田である。例示するまでもないことかもしれないが、いくつかを確認しておこう。

(J) 勝尾寺領撰津国高山庄田畠目録案⁽³²⁾

合

公田以上三町六反大段別三斗□□

分米十一石一斗□□

一、一職事^佃

以上一町六段段別五斗定

分米八石定

一、二反牛食給分

一、四反堂田

一、二反上分修理分

一、六反六十歩以上神田講田等也

一、本畠五丁二反三百廿歩段別七升七合定

分所当四石七升二合五尺四寸⁽³⁴⁾

一、下司給田五反 畠五反以上一丁

一、職事給田一反

建武三年十一月四日

高山庄沙汰人

(K) 大山莊公田廿五町結解狀⁽³³⁾

^(端裏書)
「執行所出狀正文」

注進 大山庄公田廿五町結解事

除

捌町柒段五代 為^三宮田庄^一依^レ被^レ切^三落^二
用水^二、兩三年荒了

老段 不足田

殘定田拾六町貳段卅五代内

拾町八段廿三代者 寺用人給

五町四段十二代者 貫首御分三分一定也

老町職事等中新給 保寿院殿御時加賜定
貫首御分五丁四反十二代内也

定殘貫首御分田四町四反十二代

分米四十四石貳斗二升五合内 銅升定

(中略)

右注進如件

永仁五年十二月

史料(J)は、建武三年十一月、勝尾寺領撰津国高山庄の田畠目録案であるが、こゝでの公田三町余は、佃(↓一職田)、神講田、諸給田などを除いた定田であり、おそらく百姓名田に相当するものであろう。史料(K)は、地頭中沢氏との下地中分の結果、領家東寺の一円支配下に入った領家方定田廿五町についての執行所結解状であり、東寺内部における配分を定めたものである。これらの公田は、荘園領主による公検注によって把握された田地であり、あるいは又それから諸種の給免田を除いた定田であること、全く疑問の余地はなからう。鎌倉幕府追加法四四条に「自本所^ニ遂^ニ有^ニ限^ニ檢^ニ注^ニ時者、可^レ為^ニ公田^ニ也」とあるごとく法制的にも確認された公田なのである。かゝる公田を、以下領主的公田と仮称して、先の国家的公田と区別したいと思う。

ところで領主的公田は、在地領主支配下の場合はどうなっているのだろうか。明確な史料を挙げられないのだが、毛利氏の場合でこれをうかがつてみよう。

(L) 毛利氏一家中役夫工米段錢配符帳⁽³⁴⁾
(端裏書)
「やくむたくむはいふちやう」

役夫工米段錢 公田沓段別五十文宛

吉田殿御分 合田数九町二段 分錢四貫七百十八文

麻原殿御分 合田数五町八段六十分 分錢貳貫九百七十八文

坂殿御分 合田数五町大三十分 分錢貳貫五百九十六文
上竹仁保垣 田数五段二百步 分錢百八十九文保垣不知行
福原殿御分 合田数四町沓段六十分 分錢貳貫百六文
中馬殿 合田数三町二反大 分錢壹貫六百六十八文
河本殿御分 田数壹町五段大 分錢七百九十四文

文安三年六月三日

(M) 毛利一家中分錢支配日記⁽³⁵⁾

一反別三文宛

麻原殿御分 百五十八丁三反十分 分錢以上四貫七百五十文

福原殿御分 九十二町九段九十分 分錢以上二貫七百八十八文

中馬殿御分 八十二町二反三百四十文 分錢二貫四百六十九文

坂殿御分 百廿四町一反大 分錢三貫七百廿五文

川本殿御分 卅五町五段十分 分錢一貫六十五文

吉田殿御分 百七十六町九反八十分 分錢五貫三百九文

永享六年十二月十五日

此外入江五十七町二反也

右にあげたのはいずれも段錢關係の史料である。まず(L)は、毛利一家中に宛てられた伊勢神宮役夫工米段錢の配付帳であり、当然のことながら、公田反別賦課方式によつた課徴法である。毛利一族の惣領家吉田殿御分の田数九町二反以下、こゝに記載された田数はすべて国家的公田であると考えて誤りあるまい。この公田数が以外に少ないことに気を引か

れるが、一族の惣公田数二十九町五反大一〇歩は、応永廿七（二四二〇）年伊勢神宮造營段銭の請取状にみる毛利一家中の田数三十町⁽³⁶⁾、あるいは応永三十三（一四二六）年内宮役夫工米段銭請取状における惣領分を除いた二十町八反⁽³⁷⁾などと合せ考える時、毛利氏一族と室町幕府を媒介する国家的公田数は、三十町程であつたと決論してよからう。

史料(M)は、まず毛利氏一族内部の文書であることに注目しておきたい。そして一族各氏の下に記された田数は、領主的支配の現実の所領規模か、少なくともそれに近似した田数を示しているものと考えて誤りなからう。しかもこれは、領主毛利氏対支配下農民の場合における定田⁽³⁸⁾公田であると考え、ことに異論はあるまい。すなわち毛利氏一族における国家的公田は三十町であり、領主的公田は、実に二十倍以上の六七〇町余となつてゐる。ところでこの文書は、毛利氏一族に課せられた公田段銭を、一族内へ配分するために作成された文書であらう。段別三文総計二十貫余がその負担額である。では毛利氏は、この幕府から賦課された公田段銭を現実の場合⁽³⁹⁾村落あるいは農民へ如何に課していたのだろうか。このことを考える際に、毛利氏一族における国家的公田三十町は、所領内の特定の地域を占めていたのか、そしてそれを耕作する特定の農民が存在したのかを問わねばならない。この問に対する答えは否定的である。一般農民⁽⁴⁰⁾百姓が、国家的公田に対して全く無関心であつたことは入間田氏も説かれたところである。毛利氏所領下の農民にとつては、領主的検注によつて把握された定田六七〇町余が、正に公田だつたと考

えてよい。ここに（国家的）公田段銭が、公田段別賦課方式を介して領主的収奪に拡大転化される論理がある。毛利氏は、自らの把握した定田すべてに（公田）段銭を課したに違いない。しかもその額は、毛利氏対農民の具体的場で決せられたのであつて、決して公田段銭（一般に段別五十文）そのまゝではなかつたであらう⁽⁴⁰⁾。後に東海地方や石見国久利郷においてみるように、田畠はもちろん、屋敷・山林にまで封建地代化した領主段銭が課せられるに至る歴史的背景は、右にみたような公田体制の重層性と、転換の論理を考えることによつて、はじめて説得的に理解されるのである。

それでは、公田体制の重層性はいかなる歴史的所産なのか、またそれがどのような歴史的役割を持つことになるのかを、あらためて考えておきたい。

公田の重層性のよつてきたる第一の原因は、国家的公田⁽⁴¹⁾大田文前公田員数の固定的性格である。この事実については、個別的にすでにいくつかの指摘があり、ほとんど疑問の余地はなからう⁽⁴¹⁾。これは中世政權（中世国家）の一國平均役賦課に際しての基本的態度である「於有田数余剰者、強不⁽⁴²⁾及⁽⁴²⁾沙汰」という原則に基づくものであらうし、鎌倉幕府が、所領内における公田の部分性を容認したのも同質の原理によるものであつたらう。中世政權は、自らの存立基盤である領主階級に、所領内部における領主的支配の自由さを容認しつつ、この国家的公田に対してのみ一定の規制を加えたのである。かゝる規制の具体的姿のいく

つかをみておこう。

(N) 鎌倉御所^{足利}持氏御教書案⁽⁴³⁾

〔端裏書〕浄光明寺雑掌所進応永卅四廿三

〔校正記〕

浄光明寺雑掌申、相摸国金目郷北方流失事、仰三宮刑部丞有国・吉岡平三盛胤等、尋下之處、如請文二者、金目郷北方本田数三拾柒町五段半、此内式十町流失、相残分十柒町五段半云々、所見及勿論候(中略)此上者於流失地二者、所免除役夫工米以下諸役二也、至于残田地者、任先例、可被領掌二之状如件

応永廿八年十二月十三日

當時長老

御判^(持氏)

(O) 三宮有国請文案⁽⁴⁴⁾

浄光明寺雑掌申、寺領相摸国金目郷北方流失事、(中略)莅彼所、為先定使檢知処、本公田参十七町五段半内、所見及式十町流失勿論也、相残田数十柒町五段半候、……(中略)

応永廿八年十二月十一日

刑部丞有国在判^(三宮)

進上 御奉行所

(P) 吉岡盛胤請文案⁽⁴⁵⁾

浄光明寺雑掌申、……(中略)本公田参十七町五段半内、所見及式十町流失勿論也、相残田数十柒町五段半候、……(中略)

応永廿八年十二月十一日

吉岡平盛胤在判

進上 御奉行所

(Q) 上杉定頼書狀案⁽⁴⁶⁾

浄光明寺領相州金目郷北方公田流失之事、連々被_レ歎申_二候、今時分申_二御沙汰_一候者、可_レ畏存_二之由被_レ申候、就_レ其公料之間事、凡雖_下可_レ有_二規式_一候、殊当年者所々寺領等及大損亡候間、計会之由被_レ申候、同御元為_二寺家_一可_レ然之様、被_レ懸_二御意_一候者、所_レ仰候、恐々謹言

〔応永廿八年〕十二月三日

定頼在判^(上杉)

駿河入道殿

やゝ長い引用で恐縮であるが右の一連の史料は、相摸国浄光明寺領公田地積の、流失による減少を鎌倉公方が承認する過程を示すものである。まず莊園領主浄光明寺より関東管領上杉定頼を介して公田流失の申請が出される(Q)。この申請自体も「公料之間事、凡雖_下可_レ有_二規式_一候」というように、あえて規式(おそらく国家的公田の国役負担原則を指すのであろう)をまげる、という表現をとっている。この申請を受けた鎌倉府は、三宮有国、吉岡盛胤の二人に命じて現地調査を実施させ、その結果を起請様式の文書で報告させる(O)(P)。それに基づいてはじめて流失による公田地積の減少が承認されたのである(N)。この措置が恒久的なものでなく、あくまでも臨時的に認められたに過ぎないこと云うまでもあるまい。次にあげる事例は公田中分の禁止である。

(R) 讃岐守護細川満之奉書⁽⁴⁷⁾

三宝院御門跡讃岐国長尾庄事、止_二公田中分_一、任_二先例_一可_レ令_二全_一所務旨、可_レ被_レ相_二触_一地頭_二之由候也、仍執達如_レ件

応永十六
九月十七日

安富安芸入道殿
(宝城)

(細川満之
(花押))

これは下地中分の禁止ともとれるが、それが幕府によつて把握されていた国家的公田の中分であるがゆえに禁ぜられたのであらう。あるいは三宝院領保護の施策かもしれないが、それが公田中分と表現されるところに、幕府による禁止決定の根拠があつたとも考えられるのである。

国家的公田に対する幕府の規制は、こうしたものの外に、領主諸階層間における公田把握をめぐる抗争の調停的機能としても現象する。妙興寺領尾張国散在公田の員数確定に関する妙興寺と守護勢力との抗争を裁定したのは、幕府のかゝる調停者の性格をはつきり示すとともに、自らの立脚基盤に対する関心の深さをも示している。国家的公田は、たとえそれが固定的・停滞的性格をもつていようと、国家権力の体現者である室町幕府にとつては、公田段別賦課が幕府施政に占める役割の重要さゆえに、前代にとらず、より一層の意味を持ち得ていたのである。

ところで、公田の重層性の在り方は、領主諸階層によつていちじるしく異なつた現われ方をする。云うまでもないことだが、それは領主権の強弱の問題であり、検注権の在地滲透度に最も具現されるような村落とのかゝり方の質の問題である。さきにみた東寺領丹波国大山荘の領主的公田廿五町は、まったくそのまゝ国家的公田員数として捉えられていた。⁽⁴⁹⁾これは地理的条件なども当然考慮しなければならないが、歴史的視角からみれば領主権の固定化であり、検注権を事実上放棄した結果であ

る。すなわち隠田、あるいは新田の掌握を一定の時点以降放棄した結果である。永原慶二氏の、東国における新田と検注権の所在に関する優れた所説は、荘園領主的公田の固定化を考える場合のきめ手となるであらう。⁽⁵⁰⁾中央荘園領主の場合、その期は鎌倉中末期から南北朝初期にかけてのように思われる。勝尾寺領高山庄の場合、建武期の公田三町余は、半世紀以上経た応永期においても全く変化はなかつた。⁽⁵¹⁾高山庄の国家的公田が何ほどかは知れないが、領主的公田の固定化という事象は指摘できよう。

しかしながら、おなじく荘園領主の場合でも、かゝる傾向のみではなかつた。伊勢神宮領下総国葛西御厨を例として検討してみよう。

(S) 葛西御厨田数注文⁽⁵²⁾

- 一、嶋俣 七丁五反 二ヶ郷分
- 一、今井 卅二丁六反大 公田六町四反半
- 一、東一江 八十丁 公田九丁八反
- 一、上小岩 十一丁反半 公田一丁六反
- 一、上篠崎 卅五丁二反六十分 公田四丁七反

(中略)

已上三十八郷村加定都合公田百三十二丁六十歩

応永五年八月 日

内外宮日食米時一反別ニ三百五十宛取納畢、

一、以上惣田数千百三十六町五反敷

又曲金内荒張二町七段三百分

右の史料でまず注意をひくのは、葛西御厨三十三ヶ郷の公田数と惣田数との差の著しきである。公田数百三十二丁余、惣田数千百三十六町五反余という数値に示されたごとく、この比は、毛利氏で検討した傾向に近い。しかしながら、この葛西御厨では、毛利氏のような公田＝国家的公田、惣田数＝領主（伊勢神宮）的公田と一概に云うことは出来ない。それというのも、当時厨の領有関係自体がもう一つはつきりしないからである。ここでは一応二つの場合が想定できると思う。一つには勿論右のような理解である。その理由としては、神宮強権によつてその在地把握＝検注権が弾力的であつたこと、とともに伊勢神宮の中世国家に占める特異な地位故に、国家的公田が極端に少規模に設定されていたこと、などが考えられよう。もう一つは、段別三百五十文宛、内外宮日食米＝神税を負担する田地がここで公田百三十二町余と表現され、葛西御厨領家職を有する伊勢神宮の領主的公田そのものであり、他の圧倒的多数の田地は当厨の「御厨領主」と表現される在地の領主の支配下にあつたとする理解である。⁽⁵³⁾ この「御厨領主」が、地頭職所有者であるなら、東国における荘園領主的検注権＝領家検注は地頭勢力の進展を背景として鎌倉中期頃には体制的に制約されるに至つたとされる永原氏の卓説が、⁽⁵⁴⁾ ここでもそのまゝ生かされるのである。今、いづれかに決論することはさしひかえたいが、前者は公田体制の重層性そのものを示すことになるし、後者のごとく考えれば、領家（荘園領主）、地頭（国人領主）併存

地域における（荘園）領主的公田の現われ方の特異性を示すこととなるう。

一方さきに毛利氏においてみたような公田の重層性の在り方——国家的公田に対して領主的公田の圧倒的優位性——は、いわゆる国人領における一般的傾向として捉えてよいと思う。⁽⁵⁵⁾ かかる傾向は、たとえば地域性などの諸条件を考慮するとしても、本質的には検注権をはじめとする領主権の弾力性からくる所領把握度の質にかかわる問題であること云うまでもあるまい。

以上公田の重層的あり方の特性についてみてきたのであるが、次にこれを背景とした領主的段銭の成立について考えてみたい。

(四) 公田段銭の在地的展開

南北朝期以降における国役賦課が、公田段銭として統一される傾向にあり、かつこの場合の公田が、さきに述べた国家的公田であるところとは何らの疑問もあるまい。関心事は、公田体制の重層性のうえに立つて考えた場合、この公田段銭は領主・農民関係にいかなる事態をもたらしたかである。あらかじめ結論を述べれば、国家的賦課たる公田段銭を媒介として領主階級は、（国家的）公田員数のみでなく、原則として自己の所領すべての田（畠）＝領主的公田（畠）に本年貢とは別個に反銭を成立させ、かつこれを本年貢と全く等質化させ、事実上の増斗代を実現したのではないかと考えている。段銭が厳密な意味で封建地代化するのは、国家的収奪が、領主的収奪に転化する場、すなわち領主—農民関

係においてではないだろうか。まず次の史料を検討してみよう。

(1) 石見久利郷市原村半分田数目録影写⁽⁵⁶⁾

石州邇摩郡久利郷市原村玖拾貫地、永正^{十参}御百姓指出之前目録之事

合

惣田数 式十町六段玖十歩斗代色々

除

老町柒段半 浄土寺領本寄進

捌段 長祐寺領本寄進

老段半 八幡宮御神田 (中略)

已上四町四段大、段錢八貫玖百五十文、毎年対_二兩給主_一半分宛一人
分之四貫四百七十五文宛可有_二取納_一之、

猶除 (中略)

残而拾六町老段半三十歩、分錢八十式貫百文

請加

十貫七百文 屋敷錢六十四ヶ所分

四十貫四百文 右十六町老段半卅歩段錢之

八貫九百五十文 寺社領四町四段大段錢

以上

定錢百四十式貫八百五十文

此内

七十貫玖百廿五文山下名吉川小太郎方知行之^(經典)

七十貫玖百廿五文内鬼村玄番^(番)允方知行

(中略)

右、任_二指出之旨_一、不_レ殘_二段歩_一大概目録如_レ件

永正^{十三}八月六日

国分四郎右衛門尉

繁頼 (花押)

祖式兵庫助

家長 (マ、)

静間次郎左衛門尉

宗経 (花押)

吉川小太郎殿^(經典)

右は、永正十二(一五二五)年四月、久利郷市原村九十貫地の半分が、

守護大内義興から吉川經典に充行われたことを実行すべく、翌年、同村⁽⁵⁷⁾

の土地・得分状況を調査した責任者国分繁頼、静間宗経等連署のもとに
作成された田数目録の写しである。この田数目録が百姓指出を基として

作成されたことは、前書文言などによつて知られるとおりである。これ
によれば、久利郷市原村九十貫地は、田数二十町六反九十歩の地であ

り、内諸寺社領四町四反大、残田数十六町一反半卅歩であつた。ここか
らの領主得分は、定田十六町余の分錢(本年貢)八十二貫八百文、段錢

四十貫四百文、寺社領四町四段大の段錢八貫九百五十文(分錢〓本年貢
は寺社得分)、および屋敷錢十貫七百文等、合せて百四十式貫八百五十

文であつた。ほかに人夫役が年間百廿人分徴収し得た。こゝで行論に関
連して注目したいのは云うまでもなく段錢についてである。在地の領主

久利氏（『この史料では奥村玄蕃允』⁽⁵⁸⁾）は、本目録の作成期である永正十三年以前に、自己の所領全域に段銭課徴を成立させていたのである。すなわち寺社領については段別二百文、その他の定田については段別二五〇文ほどである。分銭〓本年貢が段別五〇〇文ほどであったことと比較して、その約四、五割の段銭課徴は領主得分の量から云つても決して少ない額ではなからう。久利氏がかゝる段銭課徴をいつ頃成立させたのかは定かではない。しかし応安元（二三六八）年田畠目録を基として応永十（二四〇三）年に書置かれた「石見国久利惣領田畠目録案」⁽⁵⁹⁾をみる限り右のことを想定するのは不可能である。この段階では、散田部分六一筆中一六筆二町九反六十歩に反別百文の「段別」が賦課され、また公文給一町に段別の負担があつたということが知られるだけである。所領全域に段銭課徴が形成されるのは、少なくとも南北朝期以降であるとして誤りなからう。あえて推論を加えれば、守護段銭の恒常化を背景として、やはり十五世紀後半頃ではなからうか。この場合の久利氏の論理は、先に毛利氏で想定したように、公田の重層的存在を背景とした拡大転換の論理であつたらう。

領主段銭の成立についてもう少し具体的事例を検討しておこう。

(d) 永代寄進申下地之事⁽⁶¹⁾

合畠寺段者 在所者、西庄之内
(中略)

右件之下地者、為三妙仙信女後生菩提、為本尊仏也立政寺江永代奉三寄進二処実正也、御年貢者毎年五百文宛 六月二百五十
十月二百五十、作人之方より、無懈怠二可レ

致三沙汰二候、此外ニ段銭、兩度ニ五十文、作人方より地頭方へ可レ致三沙汰二候、若小作年貢無沙汰仕候者、余人ニ可レ被ニ仰付二候、（中略）

明応貳年癸丑正月廿三日

五段畠与六

秀忠（花押）

同 与五郎

家忠（花押）

右は美濃国厚見郡西庄内、五段畠与六秀忠、同与五郎家忠の畠地寄進状であるが、次の二つの点に注目したい。第一に畠地にもかゝらず段銭負担が存すること、第二に兩度の段銭（春秋二季の段銭であろう）を、この畠地の作人方から地頭に納めていることである。本来田地を対象とした段銭が畠地にも拡大されており、この収取者が西庄地頭であつたという事実は、田畠一般に本年貢とともに段銭が形成されており、この段銭は在地の領主の得分となつていることを表わしているよう。ところで、この西庄地頭とは如何なる存在なのか。かの『康正二年造内裏段銭引付』に「一、貳貫文 山下孫三郎殿 美濃国西庄内惣領段銭」「一、貳貫参百文 山下孫二郎殿 美濃国西庄内之段」とあることにより、ある程度想像できるのである。すなわち西庄地頭は十五世紀中頃山下孫三郎一族であつたこと、そして地頭山下一族は、幕府奉公衆として存在し、西庄に課せられた幕府の公田段銭を京済していることなどが判明するのである。⁽⁶²⁾かくて西庄の公田段銭納入者自身が、正に右の畠地段銭の取得者である「地頭

方」そのものであつた」と結論づけてよからう。公田体制の重層性と、その論理転換による領主段銭の拡大成立ということが、ここでは一層の確実性をもつて予測されるのである。次の史料もかかることを窺わせるものである。

(V) 売渡申田地之事⁽⁶³⁾

合老段者 但、公方帳面也、斗代ハ壹石四斗七升、此内六斗七升本年貢、外ハ政所之下用也、在坪ハ、大宮之西、宮西垣之乾成

右件之田地ハ、依_レ有_二要用_一、代錢四貫文に、永代売渡申所実正也、右之米足加地子八斗、神戸升にて御納可_レ有候、本年貢六斗七升、揖斐之かわらけし可_レ給候、段錢小作方より納所申候、此外者（中略）

明応貳年^{癸丑}十月廿日

売主はきわらの

七郎衛門 在判

同子

与 七

竜徳寺祠堂御奉行中

右は同じく東海地方、美濃国揖斐郡内田地の売券であるが、やはり小作人としての段錢負担が明記されている。そしてこの田地が、特定の田地||国家的公田などではないこと云うまでもない。領主支配下の田畠については、本来かゝる区別はなかつた筈である。段錢はまた、右のごとき田畠のみでなく垣内、山林などにも課せられていた。

(W) 売渡申林之事⁽⁶⁴⁾

合両所 在坪（中略）

右件林者、依_レ有_二要用_一、代錢兩所共に四貫文ニ永代売渡申処実正也、（中略）但此山林之御年貢貳百五十文、又兩度段錢百廿文にて候、此分御納所あるへく候、（中略）

延徳二年^{庚戌}六月廿三日

売主満屋之

二 郎 在判

弟ノ

兵衛五郎 同

(X) 永代売渡申下かいとの下地の事⁽⁶⁵⁾

合老所者

右件下地者、代物拾貫文に永代売渡申処実正也、但本年貢老貢貳百文、又春秋段錢之分に貳百文、此外長夫・京上・小公事のやくあるましく候、……（中略）

宝徳参年^{かのとの}十月廿六日

売主七日市庭下かいとの道かう在判

同口入竹内

右近在判

以上、いずれも東海地方美濃国内における売券を素材として本年貢と同質化した領主段銭の一般的成立をみてきたのであるが、さきに山陰地方石見久利郷の場合とほとんど同じような傾向が指摘し得たと思う。毛利氏の場合も、おそらく同じような事実が存在したであろう。そしてこれらが、いずれも在地領主支配下村落であつたことを特に強調しておきたいのである。

では莊園所領の場合はどうなのか。たとえば東寺一円領丹波国大山庄で明らかのように、こゝでも幕府段錢を媒介として十五世紀中葉に守護段錢は実現された。百瀬今朝雄氏の説かれたとおりである。⁽⁶⁷⁾そしてこの守護段錢は、賦課方式から云えば明らかに(国家的)公田反別方式であった。しかしながら、これを背景とした領主段錢が形成されたと考え得る証跡は全く見当たらない。かえつてこの負担をめぐつて農民斗争が展開し、公平(東寺)半分、地下半分という折半方式で、幕府・守護段錢の本年貢部分への食込みが果たされたのである。⁽⁶⁸⁾東寺領莊園の場合、おおくこうした方法がとられたのではないだろうか。しかしながら、中央莊園領主の莊園においては、領主段錢の形成が全くみられないかといえましょうでもない。九条家領和泉国日根野莊においては、文龜・永正期に至る過程で、田地一筆ごとに春・秋二季の段錢(各季反別百〇百廿文)が成立しており、かつ本年貢と等質化していたことが知られるのである。⁽⁶⁹⁾もつともこの莊園に関しては、十四、五世紀にいかなる支配形態であつたかは判然としない。根来衆徒の代官支配下にあつたのか、あるいは守護請になつていたのか、また事実上は在地の領主日根氏の支配下にあつたのか、しかしいづれにしてもこの領主段錢を成立させたのが九条家対村落の場であつたとは考えられない。おそらく在地の領主が介在した結果と考えてよいと思う。

以上はなほだ粗雑な推論を重ねてきたのだが、本項で述べたかつたのは以下のことに過ぎない。すなわち中世後期における公田、あるいは公

田支配といわれるものには二つの異なつた歴史的 성격がある。それらは国家的公田と領主的公田の重層性として現象される。前者は、中世国家の国役徴収に際しての「於^レ有^三田数余剩^一者、強不^レ及^三沙汰^一」という基本方針から招来される大田文前公田員数の長期にわたる不変さを背景として、きわめて固定的性格をもつ。一方個々の領主的公検注によつて把握される領主的公田は、国家的規制からの自由さ故に、領主諸身分——特に中央莊園領主と在地領主——の差異によつてきわめて異なつた現われ方をする。その差異は、検注権などに象徴される領主権の弾力性にもとづく対村落とのかゝり方の差異によつて招来されたものである。

在地領主層は、この公田の重層性とその論理転換を抛り所とし、(国家的)公田段錢の課徴を媒介として、自らの所領——領主的公田全域に段錢課徴を成立させ、領主的収奪——封建地代の重要な構成要素としたのである。余剰生産物の領主的獲得を、増年貢という形式においてではなく、実質的にはこれと同じことを段錢収取を成立させることによつて果したのである。段錢反対斗争は、確かに反領主斗争として展開したであろう。それは余剰生産物の獲得をめぐる抗争として、在地領主対村落の場で最も激しく争そわれたに違いない。しかしながら、かりに増斗代を前面に据えた場合との比較が許されるならば、村落諸層にとつても、決定的に拒否し得ない何ものかがあつたのではなからうか。民衆意識や民衆イデオロギーの何たるかについて全く無知な素人のたわごとかもしれないが、中世初期以来の国家的臨時国役負担の慣習性は、領主段錢を地域

的不均一を含みつゝ成立させるのに無関係だつたとは云えないように思えてならない。云うまでもないことだが、領主的収奪の強化に際しての自らの階級的結集Ⅱ国人一揆の形成や、武力装置の強化が、領主段銭成立の重要な要因ではあろうが、あわせて国家的強制力による慣習化が、公田段銭賦課を通じて、常にここに至る過程を支えていたのである。個々の領主層が、公田支配体制を通じて、なを幕府に階級的に結集する要因にvariなかつた と云えるのではあるまいか。

四、おわりに

中世後期にいたる生産力の発展は、惣体としての村落に、所当年貢の外にそれとほゞ等しい程の加地子を成立させるまでに高まつていた。そしてこの加地子は、たとえそれが領主階級や土豪層に吸収され、在地支配の延命や所領拡大の契機になつたとしても、本来的な封建地代とは異質の、村落自らが生みだしたものであつた。かかる余剰生産物の領主的収奪は、段銭收取の成立によつて果された。この主役は、国家的公田段銭賦課を、自らの所領（領主的公田）へ拡大転化した在地の領主層であつたと思われる。守護も十五世紀後半頃から、段銭徴収権をより所として守護段銭を管国内に成立させた。この限りで、村落の生み出した余剰生産物の一定の収奪を実現したには違ひない と云える。しかしそれは、あくまで、原理的にも、またおゝく現実的にも国家的公田を対象とした、すなわち在地不掌握を前提としたものであつた。稲本氏の説かれ

るごとく、島津氏が段銭課徴に際して現作田主義を指向しつゝあるとしても、それは島津氏の守護としての側面よりも、むしろ「領主」としての側面の表われではなからうか。

領主的段銭を自らの所領に成立させていた在地領主Ⅱ国人領主が、領国大名化した場合、この方式を領国全域に押し進めるのは必然の施策であつたろう。戦国大名の経済的基礎としての段銭收取は、かかる領主段銭の成立を媒介としてこそ、より一層説得的に理解されるのではあるまいか。もちろん、藤木久志氏や村田修三氏の説かれるごとく、貫高基準による戦国大名の段銭收取は、守護職の属性たるの公田段銭方式の否定と継承のうえにみつめねばならないことは云うまでもないのだが、もう一つ、右のごとき視角も介在し得ると思うのである。国家的公田支配の存続は、領主階級に益すること多大だつたと云わねばならない。

なお、公田の問題に常に関連して論じられている農民身分の在り方、すなわち公田百姓については全く関説できなかったが、いまはただ、この場合の公田とは、決して国家的公田でなく、あくまで「領主的公田」ではないか、との想定を提示するにとどめたい。農民と直接的に対峙したのは、特殊な場合を除き、中世国家ではなく、個々の領主だつたのである。

（一九六九年十月末脱稿）

〈補註〉

（1） かかる視角で中世的公田を真正面からとりあげたのは、以下にも随所に触れるが、入間田宣夫氏の二つの論究、「郡地頭職と公田支配―東国における領主制研究のための一視点―」（日本文化研究所研究報告別巻第六集）

および「公田と領主制」(歴史第三十八輯)である。氏の論究に至る公田の研究史については、第二論文の「はじめに」およびその補註に詳しいが、中世における公田の在り方を領主制研究の中核に据え、中世国家の編成原理Ⅱ領主階級の結集原理という視点において捉えたところに、氏の論究の卓越さがあるとともに、公田研究の意味が、飛躍的に高まったと云えるのである。

(2) 藤木久志氏「大名領国の経済構造」(『日本経済史大系』2中世所収)

(3) 大山喬平氏「室町末戦国初期の権力と農民」(『日本史研究』79)氏は播磨国鶴庄を素材として、段銭のみならず、守護役人夫の徴収も、公田段別賦課であつたことを指摘されるとともに、この徴収は、全く荘園制的秩序に依存したものであつたことを論証されている。

(4) 「公田段銭と守護領国」(書陵部紀要17号)

(5) 峰岸純夫氏「中世国家を如何に把握するか」(『歴史学研究』336号)なお入間田氏も、前掲論文において、このことに関説している。

(6) 網野善彦氏「職」の特質をめぐって(『史学雑誌』七十六の二)

(7) 網野氏前掲書および島田次郎氏「中世的土地所有と『職』」(史冊)、永原慶二氏「荘園制における職の性格」(『日本社会経済史研究』古代・中世編所収)などに、職に関する代表的理解が簡明に整理されている。

(8) 註(1)参照。

(9) 入間田氏は、前掲一論究によつて、在地領主の所領支配は、「公田の支配」と「下地の支配」の二つの側面を有し、両者は全く次元の異なつた論理に貫かれつつも、一方が他方を制約するものではなく、両者は矛盾的調和の關係にあるとされた。ここに氏の云う公田の支配とは、地頭職などに代表される職の世界であり、幕府(中世国家)と在地領主を結ぶ場であり、領主相互間の關係を示す場である。職の重層性と求心性のメカニズムを、中世社会の特質Ⅱ負目として体系づけられた永原慶二氏の領主制研究の場は、公田支配のそれであつたと云えよう。一方下地の支配とは、正に個々の領主が、現実の土地所有や農民支配を実現する場である。在地領主の運動法則が、律令制下においても私有権を保障された園宅地の拡大論理

Ⅱ「宅地の論理」によつて貫かれていたことを論証された戸田芳実氏の場は、この下地の支配のそれであつたと云えよう。

(10) 石井進氏「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との關係」諸国大田文の作成を中心として(『史学雑誌』66の11)

同氏「鎌倉幕府と律令国家—国衙との關係を中心として—」(『中世の法と国家』所収)

(11) 石井氏前掲論文。
(12) 入間田氏前掲「公田と領主制」論文。氏は戦国大名の特質を示すといわれている貫高制の編成に対比して、中世前期における公田と媒介とした領主的結集を「公田体制」という用法で総括したのである。

(13) ここで公田段別賦課方式といつたのは、段銭等の徴収の場において、大田文記載の荘園田数をも公田と統一的に表現するようになった室町幕府下のことを考へてのことである。鎌倉期にかかる混用のなかつたことを思う時、単に用語上の問題としてのみ片付けられないものを感じる。後にも少し触れるが、おそらく幕府と王朝国家のかかわり方の質的变化を示すことではないだろうか。

(14) 東寺百合文書に334号 官庁段銭事起請文案
(15) 高野山文書 続宝簡集75、大日本史料四編補遺
(16) 楓軒文書集、大日本史料五編之五
(17) 小山田義夫氏「伊勢神宮役夫工米制度について—院政期を中心として—」(『流通経済論集』2の2)

(18) 室町幕府追加法「一二二条、一二七条等」(『中世法制史料集』第二卷)
(19) 大田文記載公田数の固定的性格を指摘した論究は多い。
網野善彦氏「若狭国における荘園制の形成」(『荘園制と武家社会』所収論文)は、現存大田文の記載田数そのものが、すでにその当時の一国惣検を直接の背景としたものでなく、それ以前の歴史段階の状態を踏襲したもの

であることを、文永二年の若狭国大田文を素材として論証されている。しかもこの文永二年の基準田数は、中世を通じて不変であったことを指摘された。稲本紀昭氏は「中世後期島津氏の権力構造」(史林51巻3号)において、薩摩国建久田帳における基準田数の不変性を指摘され、日向国田帳にいたつては、秀吉さえもこれを基礎として領土を確定したと論じられている。また藤木久志氏も、大田文の歴史的役割の終焉は、秀吉による太閤検地帳の作成をまつて、はじめて現実の日程にのぼつたと説かれる。(同氏「戦国大名について」『日本史の発見』所収) かくて大田文記載公田数の固定的不変的性格は、一般的な事実として承認されてよいであろう。とともに、大田文公田数のかかる性格にもかかわらず、中世を通じて存続し得た事実は、十分な検討に値する問題であると思う。

- (20) 石井氏前掲註(10) 論文。
- (21) 常陸国総社文書
- (22) 東寺百合文書な十一・十五
- (23) 百瀬今朝雄氏「段銭考」(『日本社会経済史研究』所収)
- (24) 佐藤進一氏「室町幕府論」(『岩波日本歴史7』所収)
- (25) 頼資卿大嘗会雜事定記、大日本史料五編之九
- (26) 石井氏前掲「鎌倉幕府と律令国家―国衙との関係を中心として―」(『中世の法と国家』所収) 論文。
- (27) 南北朝期以降の一国平均役Ⅱ段銭(米) 関係史料で、公田が、荘園と區別される意味での公領を表わす事例は、いまだ管見していない。
- (28) 室町幕府の一つの特質として、しばしばその土地政策の欠除が説かれてきた。それは幕府存立基礎の脆弱性の要因として考えられてきた。その財政的基盤としても都市の土倉・酒屋役などが重視されている。たしかに、室町幕府法をみて、早期を除いては、ほとんど土地政策と云えるべきものを見出せない。しかしながら、桑山浩然氏は、幕府経済の基軸は、都市の前期的資本としての土倉・酒屋よりはむしろ、守護・地頭を介しての一国平均役や地頭御家人役の賦課にあつたと論じられている。(同氏「室町

幕府経済の構造」(『日本経済史大系』2中世所収) 南北朝以降、段銭課徴の頻度は急激に増加し、前代に比しての質的変化を認めることも可能である。そしてこの負担基準が、正に室町幕府にとつての公田そのものなのである。それは公領であろうが、荘園であろうが、一向にかまいわしなかつたと云えよう。鎌倉幕府からの遺産として、かかる意図にそつて継承すべきものとしては、大田文において他はあるまい。かくて大田文記載基準田数そのものを公田として再編したのである。これは見方によれば、一大土地政策とも云えよう。

- (29) 一々例示するまでもないが、例えば室町幕府追加法57、97条等(『中世法制史料集』第二巻 室町幕府法)
- (30) 國太曆 観応元年八月廿七日条
- (31) 註(1) 入間田氏論文
- (32) 勝尾寺文書『箕面市史』所収
- (33) 東寺百合文書マ二十一―三十八
- (34) 大日本古文書家別八毛利家文書之一72号
- (35) 同 右 同 右 47号
- (36) 同 右 同 右 26号
- (37) 同 右 同 右 27号
- (38) 毛利一族の役夫工米段銭負担額が二十貫文ほどであつたことは、永享二年役夫工米段銭請取状写(毛利家文書之一29号など)によつても確認される。すなわち一族への賦課額が先行し、これを所領規模に比例して配分したのが、段別三文総計二十貫余の負担なのである。嘉吉二年毛利氏一家中百貫段銭支配日記(毛利家文書65号)にみるごとく、もし幕府からの一家中への賦課額が百貫文であれば、反別三十二文の割合で、一族の所領規模に依つて配分されるのである。
- (39) 入間田氏前掲論文
- (40) 百瀬今朝雄氏は、前掲註(23) 論文において、一般に幕府段銭は段別五十文、守護段銭は段別百文であつたとされた。かかる画一的傾向に比し、

個々の領主が実現した段銭は、後に具体例でみるごとく、きわめて個別具體的なものである。

(41) 註(19) 参照。

(42) 入間田氏前掲「公田と領主制」論文。

(43) (44) (45) (46) 浄光明寺文書(『鎌倉市史料編第一』)

(47) 三寶院文書

(48) (49) 前掲拙稿

(50) 永原慶三氏「中世東国の新田と検注」金沢文庫古文書の一点によせて(『金沢文庫研究第10巻3号』)。氏は、東国の特殊性として、荘園領主の新田(年不_レ当年不作地を含む)検注権が、鎌倉初期より地頭によつて慣習的に阻止されていたことを指摘され、かくて新田が東国在地領主の領主権伸長に有力な拠点となつたことを論証されたのであるが、この事象そのものは、鎌倉末南北朝初期には、東国に限らず、他地域にも一般化するものと想定されている。

(51) 勝尾寺文書(欠年月日)高山庄年貢并公事物注文。戸田芳美氏は、一九六九年九月歴史学研究会中世史部会での御報告で、この史料を応永十五年のものとして推定されている。なお本文書および註(32)の文書は、ともに戸田氏の御報告「中世後期地頭職の一形態」の史料として提示されたものである。

(52) 鐔矢伊勢方記。なおこの文書集については、西垣晴次氏の校訂翻刻「鐔矢伊勢方記一、二」(東京学芸大学附属高等学校研究紀要)があり、優れた解説が付されている。氏の御教示によれば、葛西御厨そのものの実体もはつきりせず、本文書の性格についても疑うべき点、多いとの事であつたが、一応素材として挙げておきたい。

(53) 鐔矢伊勢方記載の葛西御厨関係文書の中に、この「御厨領主」の存在を示すものがいくつかある。たとえば、葛西御厨領家職上分米の沙汰を御厨領主に相触れるよう命じた正長元年七月廿六日の守護代大石隼人佐の遵行状写。この御厨領主は、葛西御厨の在地領主と考えて誤らないであろう。

(54) 永原氏前掲註(50) 論文。

(55) 文明十年、東山山莊修理料段銭を納入した吉川経基の、安芸国寺原郷公田は三町であり、また吉川元経は長祿三年の上御所修理料段銭十六貫余を納めている。かかる公田が、吉川氏の所領の一部であること云うまでもあるまい。また長祿四年の内宮役夫工米段銭を納入した小早川盛景の公田は、安芸国都宇・竹原兩庄と、所々の公田を含め三十二町五反余であつた。吉川氏の場合と全く同様なことが云えるであろう。

(56) 大日本古文書家別九石見吉川家文書之三 四三号文書

(57) 同右五一号文書

(58) 石見国久利郷内の一村である鬼村には、鎌倉時代末期から久利氏の一等地頭職が設定されており、この地名を自己の姓とした鬼村玄蕃允が、久利郷の領主久利氏の一族であることは、黒川直則氏の執筆になる「石見久利文書の研究」(立命館大学人文科学研究紀要第十六号)で明らかにされている。なおこの山陰在地領主の価値高い史料である「久利文書」の全文は、林屋辰三郎氏の監修と黒川直則氏の読解により、右の研究紀要に全文翻刻されている。

(59) 石見久利文書五十六。なお本文書については、黒川直則氏が、前掲註(58)「石見久利文書の研究」において、久利郷の内部構造として詳しく分析されている。

(60) 段別二〇〇〜二五〇文の段銭が、守護段銭そのものでないことは明らかであるが、久利氏(鬼村氏)が、所領全域に段銭課徴を成立させる背景としては、毎年恒常的に賦課される守護の(公田)段銭を考えねばならないであろう。

(61) 立正寺文書四五 五反畠与六秀忠・同与五郎家忠連署畠地寄進状(『岐阜市史』史料編古代・中世一。以下岐阜市史と略す)

(62) 段銭京政策が、守護の在地入部阻止を目的とし、かつ將軍・御家人体制の強化に連なることについては、百瀬今朝雄氏「段銭考」(註(23))や小林宏氏「室町時代の守護使不入権について」(北大史学第十一号)などの優れた研究がある。段銭引付に記載されること即ち当参衆、奉公衆と

して存在している徴証である。

(63) 竜徳寺文書六五 七郎衛門田地売券案（『岐阜市史』）

(64) 同 右 六三 二郎林売券案（『岐阜市史』）

(65) 大仙寺文書三 道かう下地売券案（『岐阜市史』）

(66) 田地一筆ごとの段銭が、一般に春秋二季に納められていることは、多くの事例が示すことである。この春秋二季の段銭の外に「臨時段銭」の賦課が存在するが、（大仙寺文書四一 太田郷賀茂社領年貢注文案 岐阜県史）これは幕府段銭かと思われる。春秋二季の段銭は領主段銭であること勿論であらう。

(67) 百瀬氏前掲論文。

(68) 阿部猛氏「段米・段銭の研究」（『史潮六四・六五合併号』）

(69) 『政基公旅引付』

(70) 稲本紀昭氏前掲註（19）論文

(71) これまで、荘園領主のみならず、在地領主の所領をも「領主的公田」という表現を用いてきたが、これは厳密な意味では不当であつたかもしれない。権力によつて法制化された公田は、最後まで在地領主の所領を包摂することはできなかった筈である。しかしながら、一つの「完結的」封建所領を考えた場合、そこでの一定の法秩序のもとにある定田Ⅱ百姓耕作田が、その世界での「公田」であつたことも事実であつたろう。「領主的公田」とは、あくまでそうした限定された意味で使用したつもりである。